

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 殿

福岡県知事 小川 洋
(企画・地域振興部市町村支援課)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記の事務に係る全項目評価書（案）について貴会の意見を求めたいので、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 51 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、諮問します。

記

1 特定個人情報保護評価書の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

2 事務の内容

福岡県は、住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号。以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。

具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- ① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ② 市町村からの本人確認情報（氏名、住所等の情報。以下、同じ。）に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知
- ③ 福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転
- ④ 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会

3 諮問の趣旨

社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいても、住民基本台帳法の規定に基づき、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有することとなったため、特定個人情報保護評価書を作成、公表（平成 27 年 4 月 21 日）したところである。

特定個人情報保護評価は評価書の公表から 5 年経過する前に再度実施する必要がある、改めて特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を求めるもの。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・(手の平の静脈を利用した)生体認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。

評価実施機関名

福岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>福岡県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報(*)に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>* 本人確認情報とは、4情報(氏名、性別、生年月日及び住所の4つの情報のことをいう。以下、同じ。)、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報のことをいう。以下同じ。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>*「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転 福岡県の他の執行機関又は他の部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>福岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③福岡県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
	<p>②実現が期待されるメリット</p> <p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p>

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施しない]	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	—	

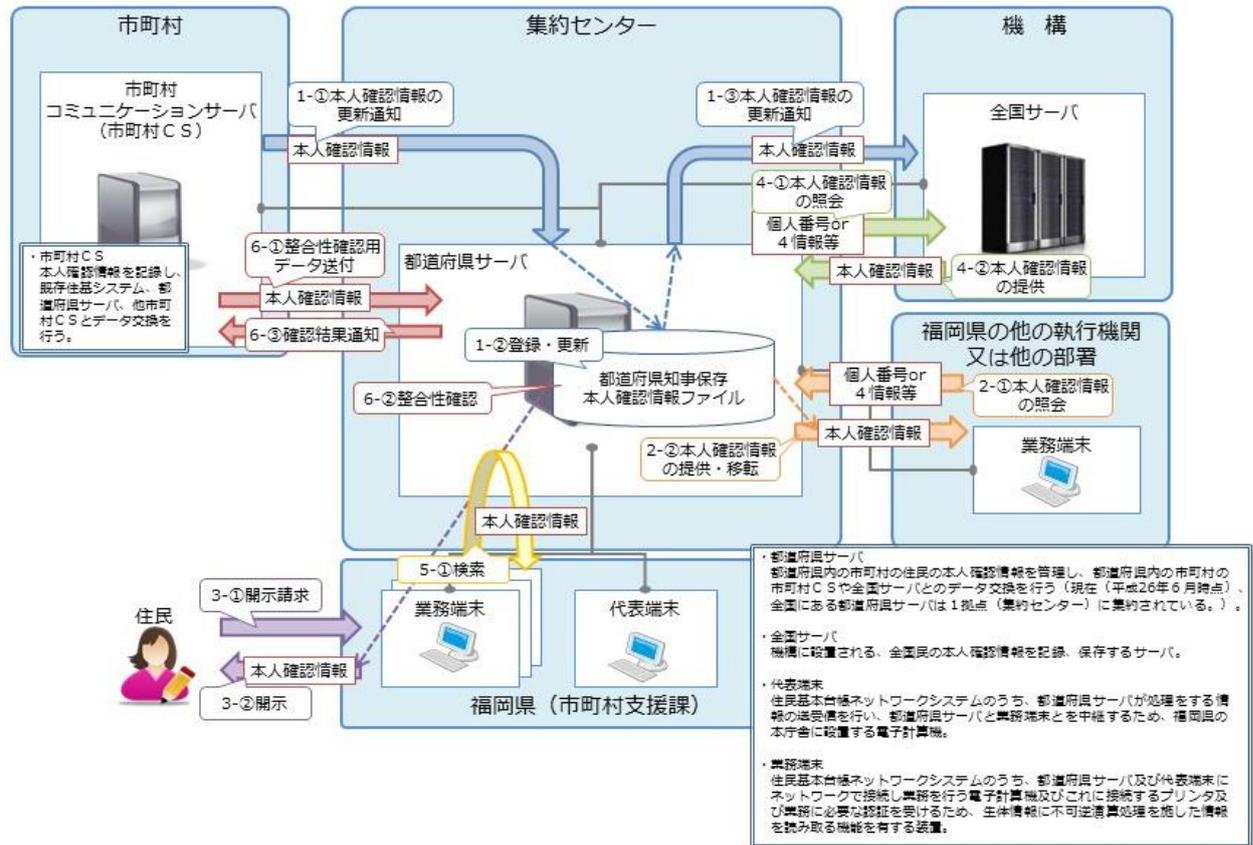
7. 評価実施機関における担当部署

①部署	企画・地域振興部市町村支援課
②所属長の役職名	企画・地域振興部市町村支援課長

8. 他の評価実施機関

--	--

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

- 2-①.福岡県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.福岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※福岡県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(注1)には、福岡県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。
- (注1)福岡県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県内の住民 * 福岡県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。なお、住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月6日
⑥事務担当部署	福岡県企画・地域振興部市町村支援課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	福岡県企画・地域振興部市町村支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・福岡県の他の執行機関又は他の部署から本人確認情報の照会要求を受け(福岡県の他の執行機関又は他の部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→福岡県の他の執行機関又は他の部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→福岡県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。 ・福岡県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年8月6日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	

委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたため、当該都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、当県のホームページにて公表している。	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
委託事項2		福岡県任氏基本台帳不調ワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務	
①委託内容		代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等を行う。	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	システム障害時の復旧やシステムから出力されたログの確認等の作業を行う場合に、本人確認情報を取り扱う場合がある。なお、委託事業者には、本人確認情報を検索できる権限は与えない。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、当県のホームページにて公表している。	
⑥委託先名	日本電気株式会社九州支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	福岡県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	
提供先2	福岡県の他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	
②提供先における用途	住基法第30条の15第2項第1号、第2号に規定された、自都道府県以外の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 * 住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	福岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	

提供先3	住基法上の住民	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。	
移転先1	福岡県の他の部署(税務課など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途	住基法第30条の15第1項第1号、第2号に規定された、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 *住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	福岡県の他の部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・福岡県においては、出力した記録媒体等を施設管理できる場所に保管する。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本人確認情報を更新する際の特定個人情報の入手経路は、マスター（既存住基システム）に直結した市町村CSからに限られている。 ・更新する対象者が真正なる本人であり、かつ、変更内容が正確であるかどうかは市町村が変更事項の受付時に厳格に審査している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	県が市町村から入手することのできる情報項目は、法令で限定されておりそれ以外の情報項目は入手しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	県のサーバと市町村CS間は全て専用回線でつながれている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の正確性は、市町村が厳格に管理、審査しているマスター（既存住基システム）に直結する市町村CSから入手することとなっている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	県のサーバが本人確認情報の更新情報を受け取る際論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（*）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・県のサーバと市町村CSとを接続するネットワーク回線に専用回線を用い、送信情報の暗号化を実施するなどの措置を講じる。 ・市町村CSから県サーバへの特定個人情報の更新は、操作者の人為的なアクセスが介在せず、全て自動処理で行う。 * 都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システムと県サーバは、直接接続はしない(県サーバからの情報の提供は全て媒体を通じて行い、取得情報は他の目的には使用できないよう厳格に媒体の管理を行う)。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他の県の事務処理の庁内システムと県サーバは、直接接続はしない(県サーバからの情報の提供は全て媒体を通じて行い、取得情報は他の目的には使用できないよう厳格に媒体の管理を行う)。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行、失効の管理(本庁) 申請内容確認後、市町村支援課がシステムへの登録、削除を行い管理簿へ記載する。 ・アクセス権限の発行、失効の管理(出先) 出先業務端末設置所属毎に管理者を置き、管理者が登録・削除を行い管理簿へ記載。記載内容に誤りがないか市町村支援課で確認。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある職員を管理簿で管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作履歴を記録し、定期的に抽出して不正操作がないことをシステム管理を受託した業者が確認。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な利用の疑いがある場合は、利用管理簿等との整合性の確認や利用所属への聞き取りを行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録し、不適切な利用を行っていないかシステム管理を受託した業者が随時確認する。 ・毎年度一部の操作履歴を抽出し、当該利用が目的外利用でないか、使用した職員以外の職員に任じて点検させる。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	管理権限を持つ市町村支援課の特定職員以外は、システム制約により情報の複製はできない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得を禁止する。 ・大量のデータ出力(一括提供方式)に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	県ネットワークの運用管理や県サーバの運用監視の委託業者の選定については、必要な社会的信用と能力を設定し、選定経過の記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者に名簿を提出させ作業者を限定するとともに、アクセス権限を業務に必要な最小限のものとしている。 ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログや媒体授受の取扱記録を上書きせずに残している。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他者への特定個人情報の提供を一切認めない契約としている。 ・システム管理業者は検索ログを確認できる権限を持つため、そのログの個人情報について、市町村支援課が随時調査する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付及び件数の記録を残す。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理基準で、個人情報が記載された媒体を破棄する際、書類はシュレッダ、電子記録媒体は職員立会いの下内容を読み取れないようにすることが規定されており、システム管理の委託業者に徹底する。 ・廃棄した場合は、台帳にその日付等を記載する。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下を契約書に明記している。 ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者の制限 ・個人情報の利用・提供の制限 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託における条件 ・個人情報の保護に関する研修の実施 ・当県職員による個人情報の状況の随時調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・直接本人確認情報にアクセスする業務は再委託を禁止する。再委託先には、その他すべての項目につき委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先は再委託先の安全管理措置に対する管理監督を義務付ける。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会（都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成）が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】 ・提供の記録（提供、移転の日時、操作者等）をシステムで上書きすることなく管理、保持している。 【県担当部署（市町村支援課）が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】 ・提供・移転（行えなかった場合も含む。）の記録（提供、移転の日時、操作者等）をシステムで上書きすることなく管理、保持している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	法律や条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、機構が作成した手引書等に定められた方法により行う。	
その他の措置の内容	利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】 ・全国サーバへの特定個人情報の提供は相互認証を実施している。 【県担当部署（市町村支援課）が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】 ・福岡県の他の執行機関及び部署への提供・移転の際に、媒体への出力が必要な場合は、逐一出力の記録を残す。	

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国サーバへの特定個人情報の提供は相互認証を実施している。 <p>【県担当部署(市町村支援課)が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関に提供しようとする特定個人情報の正当性を逐一個人番号で照合するため、誤って他人の情報を提供することはない。(個人番号での称号ができないものは、住所・氏名・生年月日・性別の完全一致で照合する。) ・フラッシュメモリを用いた提供については、提供相手と直接対面し、相手所持した媒体にデータを格納することで提供している。電子メールを用いた提供については、庁内ネットワークのメールシステムで、相手からの提供依頼時に相手が定めたパスワードを提供データに施し送付することとしている。 		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない 2) 十分に整備している
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない 2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない 2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理し、監視カメラで入室者の特定管理を行っている。 ・県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入力ミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。
	再発防止策の内容	当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外郭団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの端末を設置している全所属に対し、セキュリティ対策に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	年に1回、利用所属の一部を抽出して、外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの初任者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステムの操作方法や禁止事項等の研修会を行う。また、別途、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する全所属を対象に、セキュリティ対策に関する研修会を行う。
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 ・福岡県企画・地域振興部市町村支援課調整係(電話番号 092-643-3072) ・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号 092-643-3104)
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。本人確認情報確認書等の交付に要する費用(1枚につき10円等)を前納。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム
公表場所	・福岡県ホームページに掲載(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html)。 ・県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福岡県企画・地域振興部市町村支援課調整係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3072
②対応方法	・問合せの受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残している。 ・問合せ対応マニュアルを整備している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載 及び 市町村支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール 及び 書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和元年12月18日～令和2年1月21日 の35日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし。
⑤評価書への反映	特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	第三者点検後に記載。
②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51号第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。
③結果	第三者点検後に記載。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 基本情報／7. 評価実施機関における担当部署／②所属長	企画・地域振興部市町村支援課長 末弘 孝之	企画・地域振興部市町村支援課長 後藤 和孝	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月6日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年8月6日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
平成28年12月27日	V 開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／①請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 ・福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係(電話番号 092-643-3073) ・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号 092-643-3104)	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 ・福岡県企画・地域振興部市町村支援課調整係(電話番号 092-643-3072) ・福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号 092-643-3104)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
平成28年12月27日	V 開示請求、問合せ／2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／①連絡先	福岡県企画・地域振興部市町村支援課行政係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3073	福岡県企画・地域振興部市町村支援課調整係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3072	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
平成31年3月19日	I 基本情報／7. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職	企画・地域振興部市町村支援課長 後藤 和孝	企画・地域振興部市町村支援課長	事後	新様式への変更
平成31年3月19日	Ⅲリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報／5. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>住基法(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) <p>* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)附則第3号施行日時点</p>	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 	事後	形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事前の公表・提出が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住基法第30条の15第2項第1号、第2号に規定された、自都道府県他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/提供先2/③提供する情報	* 住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	* 住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)/移転先1/②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法第30条の15第1項第1号、第2号に規定された、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／移転先1/③移転する情報	* 住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	* 住民票コードについては、整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ～24. 略	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ～24. 略 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外氏変更連番	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	・本人確認情報を更新する際の特定個人情報の入手経路は、マスター(既存住基システム)に直結した市町村CSからに限られている。 ・更新する対象者が真正なる本人であり、かつ、変更内容が正確であるかどうかは市町村が変更事項の受付時に厳格に審査している。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。	県が市町村から入手することのできる情報項目は、法令で限定されておりそれ以外の情報項目は入手しない。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。	県のサーバと市町村CS間は全て専用回線で行われている。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／個人番号の真正性確認の措置	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。	個人番号の正確性は、市町村が厳格に管理、審査しているマスター(既存住基システム)に直結する市町村CSから入手することとなっている。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク／特定個人情報の正確性の確保措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。(略)	県のサーバが本人確認情報の更新情報を受け取る際論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)(略)	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ／リスクに対する措置の内容	・略 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 * 略	・略 ・県のサーバと市町村CSとを接続するネットワーク回線に専用回線を用い、送信情報の暗号化を実施するなどの措置を講じる。 ・市町村CSから県サーバへの特定個人情報の更新は、操作者の人為的なアクセスが介在せず、全て自動処理で行う。 * 略	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／3. 特定個人情報の使用 ／リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク／宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	宛名システムと県サーバは、直接接続はしない(県サーバからの情報の提供は全て媒体を通じて行い、取得情報は他の目的には使用できないよう厳格に媒体の管理を行う)。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／3. 特定個人情報の使用／ リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク／事務システムで使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	他の県の事務処理の庁内システムと県サーバは、直接接続はしない(県サーバからの情報の提供は全て媒体を通じて行い、取得情報は他の目的には使用できないよう厳格に媒体の管理を行う)。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／3. 特定個人情報の使用／ リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／アクセス権限の発行・失効の管理／具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限を発行する場合 (本庁)申請書を提出してもらい、市町村支援課で内容を確認した後、システムへの登録及び管理簿への記入を行う。 (出先)出先の管理者は、システムへの登録及び管理簿(出先用)への記入を行い、市町村支援課へ報告書を提出する。市町村支援課においては、システム上の情報と報告書の内容に誤りがないことを確認したうえで、管理簿(全体用)に記入する。 ・アクセス権限を失効させる場合 (本庁)申請書を提出してもらい、市町村支援課で内容を確認した後、システムからの削除及び管理簿への記入を行う。 (出先)出先の管理者は、システムからの削除及び管理簿(出先用)への記入を行い、市町村支援課へ報告書を提出する。市町村支援課においては、システム上の情報と報告書の内容に誤りがないことを確認したうえで、管理簿(全体用)に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行、失効の管理(本庁) 申請内容確認後、市町村支援課がシステムへの登録、削除を行い管理簿へ登録する。 ・アクセス権限の発行、失効の管理(出先) 出先業務端末設置所属毎に管理者を置き、管理者が登録・削除を行い管理簿へ登録。登録内容に誤りがないか市町村支援課で確認。 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／3. 特定個人情報の使用／ リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／アクセス権限の管理／具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限がある者を管理簿で管理する。 ・操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある職員を管理簿で管理する。 ・略 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／特定個人情報の使用の記録／具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログのことを言う。以下同じ。)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・操作履歴を記録し、定期的に抽出して不正操作がないことをシステム管理を受託した業者が確認。 ・略 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク／リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・システムの操作履歴により、不適切な利用(不必要なあいまい検索による検索対象者以外の情報の表示等)を行っていないかを随時確認する。 ・毎年度、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した者を対象に、一部の操作履歴を抽出し、当該利用が事務外利用でないか第三者が確認する点検作業を実施する。 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録し、不適切な利用を行っていないかシステム管理を受託した業者が随時確認する。 ・毎年度一部の操作履歴を抽出し、当該利用が目的外利用でないか、使用した職員以外の職員に任じて点検させる。 ・略 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク／リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	管理権限を持つ市町村支援課の特定職員以外は、システム制約により情報の複製はできない。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/情報保護管理体制の確認	委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を設定し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。	県ネットワークの運用管理や県サーバの運用監視の委託業者の選定については、必要な社会的信用と能力を設定し、選定経過の記録を残す。	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ／具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・アクセス権限については、委託業務に必要な最小限のものにするるとともに、管理簿で管理を行う。 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者に名簿を提出させ作業者を限定するとともに、アクセス権限を業務に必要な最小限のものとしている。 ・略 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/特定個人情報ファイルの取扱いの記録／具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログや媒体授受の取扱記録を上書きせずに残している。 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/特定個人情報の提供のルール/委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 以下を契約書に明記している。 ・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないこと。 ・必要があれば、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、委託者である当県(市町村支援課)の職員が随時調査すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他者への特定個人情報の提供を一切認めない契約としている。 ・システム管理業者は検索ログを確認できる権限を持つため、そのログの個人情報について、市町村支援課が随時調査する。 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 ／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/特定個人情報の消去のルール/ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を県が定める管理基準に規定し、委託先にも遵守させている。 ・個人情報が記載された媒体を廃棄する場合、紙の書類についてはシュレッダにかけ、電子記録媒体については内容を読み取ることができない状態にする。 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理基準で、個人情報が記載された媒体を破棄する際、書類はシュレッダ、電子記録媒体は職員立会いの下内容を読み取れないようにすることが規定されており、システム管理の委託業者に徹底する。 ・略 	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託/再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保/具体的な方法</p>	<p>・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</p>	<p>・直接本人確認情報にアクセスする業務は再委託を禁止する。再委託先には、その他すべての項目につき委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先は再委託先の安全管理措置に対する管理監督を義務付ける。</p>	事後	<p>文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)/リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転の記録/具体的な方法</p>	<p>特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理、保持する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	<p>【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】 ・提供(行えなかった場合も含む。)の記録(提供、移転の日時、操作者等)をシステムで上書きすることなく管理、保持している。 【県担当部署(市町村支援課)が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】 ・提供・移転(行えなかった場合も含む。)の記録(提供、移転の日時、操作者等)をシステムで上書きすることなく管理、保持している。</p>	事後	<p>文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)／リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク／リスクに対する措置の内容</p>	<p>相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供がされないことがシステム上担保される。 また、福岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	<p>【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】 ・全国サーバへの提供は特定個人情報の提供は相互認証を実施している。 【県担当部署(市町村支援課)が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】 ・福岡県の他の執行機関及び部署への提供・移転の際に、媒体への出力が必要な場合は、逐一出力の記録を残す。</p>	事後	<p>文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。</p>
	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)／リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク／リスクに対する措置の内容</p>	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>【県が特定個人情報を全国サーバへ提供する】 ・全国サーバへの特定個人情報の提供は相互認証を実施している。 【県担当部署(市町村支援課)が他の執行機関や他部署への提供・移転を行う】 ・他の機関に提供しようとする特定個人情報の正当性を逐一個人番号で照合するため誤って他人の情報を提供することはない。(個人番号での称号ができないものは、住所氏名生年月日性別の完全一致で照合する。) ・フラッシュメモリを用いた提供については、提供相手と直接対面し、相手が持参した媒体にデータを格納することで提供している。電子メールを用いた提供については、庁内ネットワークのメールシステムで、相手からの提供依頼時に相手が定めたパスワードを提供データに施し送付することとしている。</p>	事後	<p>文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑤物理的対策／具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・略	・県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理し、監視カメラで入退室者の特定管理を行っている。 ・略	事後	文言を分かり易い表現に変更したものであり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／その内容		委託先事業者において、委託事業に係るメールマガジンを送信した際、160名分の個人のメールアドレスが本文に表示された状態でメールを送信した。 メールアドレスの入力ミスによりシステムの不具合が発生し、Bcc欄に入力されるはずの情報が本文に表示されたことによるもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか／再発防止策の内容		当該委託先事業者に対し、誤送信防止機能のあるメールマガジン専用のソフトウェアの導入を指示し、導入を確認した。 また、知事が監督権限を有する全ての個人情報取扱事務の委託先及び公社等外郭団体を対象に、電子メール誤送信防止対策に関する緊急の調査を実施し、メール誤送信防止専用ソフトウェアの導入状況等の誤送信防止対策の実施状況の把握及び必要な安全確保措置についての指導・注意喚起を行った。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅴ開示請求、問合せ／1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／③手数料等／手数料額、納付方法		手数料は無料。本人確認情報確認書等の交付に要する費用(1枚につき10円等)を前納。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	Ⅵ評価実施手続き／3. 第三者点検／①実施日	平成27年3月17日、平成27年4月(予定)	令和2年2月20日～令和2年3月19日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。